

大阪地裁総第516号

令和7年5月23日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和7年2月10日付け（同月12日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪地裁14民等において開札結果の読み上げの見込み時刻（例えば、本庁であれば午前11時）も注意書きに記載する取扱いに変更した際の通知文書（令和5年12月6日付）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6363）1281（内線4122）